

会社役員賠償責任保険（D&O 保険）の実務上の検討ポイント

第 1 会社役員賠償責任保険（D&O 保険）の概要

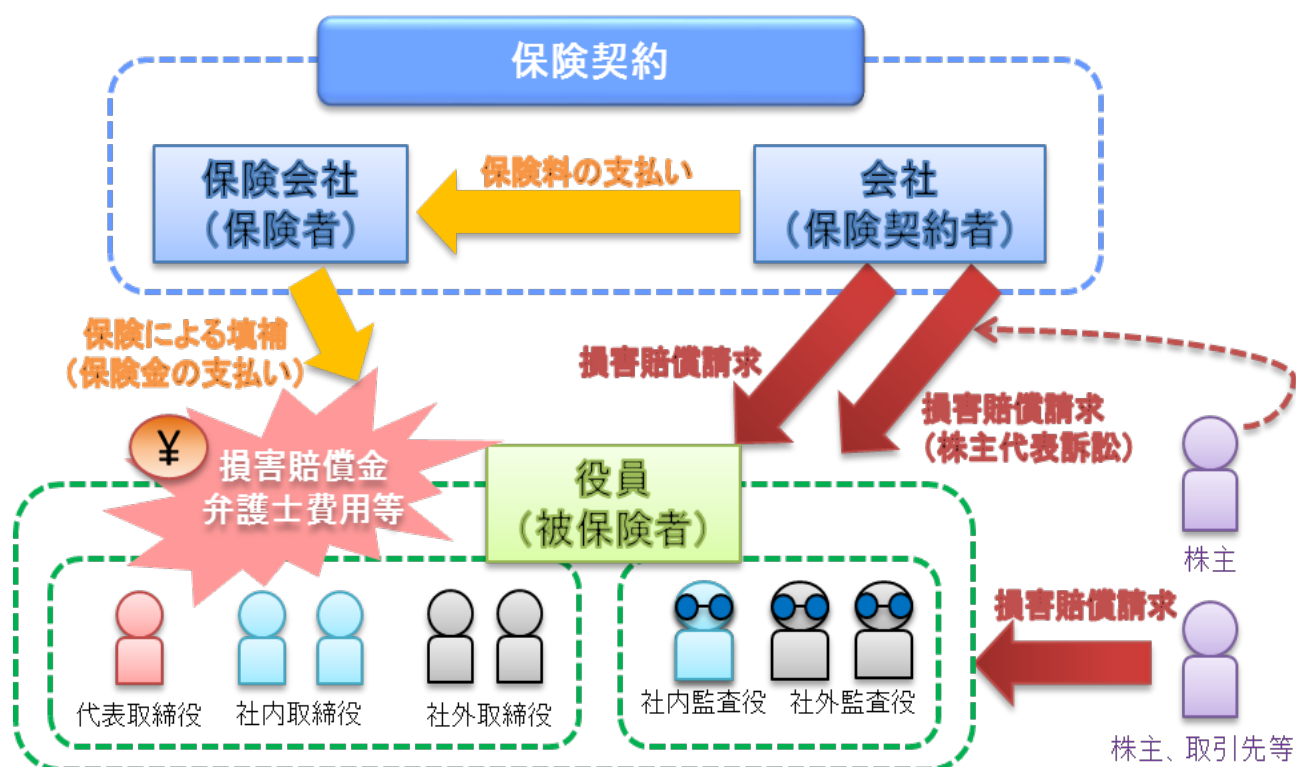
- 会社役員賠償責任保険（以下、「D&O 保険」）とは、保険契約者である会社と保険者である保険会社の契約により、被保険者とされている役員等の行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補する保険をいう。
- D&O 保険は、基本的には保険契約者と保険者の契約により自由に内容を定めることができる。このため、D&O 保険の具体的な内容は各社が締結している D&O 保険契約ごとに異なり、実務上も様々な特約等により補償が拡大されているが、D&O 保険の検討に際して、実務上確認することが有益と思われる以下の点を、実務上の検討ポイントとして整理した。

<実務上の検討ポイント>

- 1 填補限度額の追加
- 2 告知と免責事由の分離
- 3 争訟費用の前払い規定
- 4 会社が損害賠償請求した場合の補償
- 5 保険契約終了後の補償の継続
- 6 退任役員への補償
- 7 組織再編に伴う補償の継続

- 実務上の検討ポイントを理解する上で、現在の我が国の D&O 保険の基本的な設計等を理解しておくことが有用である。

<現在の我が国 D&O 保険の基本的な設計 (イメージ) >



<一般的な補償の範囲の概要>

請求の形態		損害賠償 請求権者	支払われる保険金	
			責任なし	責任あり
会社の役員 に対する損 害賠償請求	会社による請求 ※免責事由の場合に は補償されず (検討ポ イント4「会社が損害 賠償請求した場合の 補償」)。	会社	(争訟費用)	(損害賠償金) (争訟費用)
	株主代表訴訟	会社 (訴訟の原告 は株主)	争訟費用	損害賠償金 争訟費用
上記以外の請求		取引先、株主 等	争訟費用	損害賠償金 争訟費用

<基本的な用語の意味と関連する留意点等>

用語	意味	留意点等
保険者	➤ 保険金の支払義務を負う者。	➤ 保険会社がこれにあたる。
保険契約者	➤ 保険料の支払義務を負う者。	➤ 会社がこれにあたる。
被保険者	➤ 保険により填補される損害を受ける者。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 契約により異なるが、取締役、監査役、執行役は通常これにあたる。 ➤ 退任した者も被保険者には含まれるが、保険契約が終了した場合（保険期間外の損害賠償請求の場合）は、補償されない（検討ポイント6「退任役員の補償」）。 ➤ 子会社の役員等も、親会社が締結している保険契約の被保険者に含めることができる（子会社となった会社の役員等も自動的に被保険者に含まれる契約もある）。ただし、当該親会社の子会社であった期間中の行為に起因する損害に限り補償するのが通常（検討ポイント7「組織再編に伴う補償の継続」）。 ➤ 会社補償（会社が役員等が被った損害を補償すること）が認められる場合には、会社を被保険者として、会社補償により会社が役員に補償した額を、保険により補償することがある。
保険期間	➤ 保険契約の期間。	➤ 通常1年間で、1年毎に更新する（ 検討ポイント5「保険契約終了後の補償の継続」 ）。
損害	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法律上の損害賠償金 ➤ 争訟費用（訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報酬金、これらに付随する調査費用等） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 争訟費用については、判決や和解等により手続が終了して確定した場合に支払うのを原則とする場合が多い（検討ポイント3「争訟費用の前払規定」）。 ➤ 当局による調査等の対応に必要となる費用を明示的に損害の範囲に含める場合もある。
保険により填補される損害	➤ 被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害	➤ （原因となった行為が保険期間中であっても、）保険期間中に損害賠償請求がなされないと、填補されない（「請求事故方式」）。
填補限度額	➤ 保険期間中の損害について支払う保険金の上限額	➤ 填補限度額は被保険者で共通（ 検討ポイント1「填補限度額の追加」 ）。

<p>免責事由</p>	<p>➤ 保険契約上、保険が填補しないこととしている事由</p>	<p>➤ 保険契約者である会社による損害賠償請求は、免責とされていることがある（検討ポイント4「会社が損害賠償請求した場合の補償」）。</p> <p>➤ 一部の被保険者が免責事由に該当した場合、他の被保険者も免責となる場合がある（検討ポイント2「告知と免責事由の分離」）。</p> <p>➤ 保険契約者が他の会社の子会社となった場合等には、その時点以降の行為に起因する損害賠償請求は補償しない場合がある（検討ポイント7「組織再編に伴う補償の継続」）。</p>
<p>告知義務</p>	<p>➤ 保険契約締結の際に、一定の事項については、保険契約者及び被保険者が保険者に対して告知しなければならない。</p>	<p>➤ 告知した者の一部に告知義務違反があった場合でも、（告知義務違反のない者の分も含めて）保険契約全体を解除することができる（検討ポイント2「告知と免責事由の分離」）。</p>
<p>保険料</p>	<p>➤ 保険契約者である会社が保険者である保険会社に対して支払う。</p>	<p>➤ 現在の実務では、株主代表訴訟や会社による提訴で、被保険者が損害賠償責任を負担する場合を填補する保険にかかる保険料については、被保険者が経済的に負担している¹。</p>

第2 実務上の検討ポイント

1. 填補限度額の追加

(1) 検討ポイント

- 填補限度額が被保険者全員で共通であることから、ある被保険者に対して保険による填補が行われた場合、他の被保険者が十分な保険による填補が受けられなくなる可能性がある。

(2) 考えられる対応

- 社外取締役等の一部の被保険者について、他の被保険者とは別建てで、共通の填補限度額を超過した場合には個別の填補限度額を追加する旨を定める。

¹ 被保険者が負担する必要がない点については、別紙3「法的論点に関する解釈指針」の第3の4.「会社役員賠償責任保険（D&O保険）の保険料負担」を参照。

2. 告知と免責事由の分離

(1) 検討ポイント

- 保険契約時の告知に関して、ある被保険者の告知義務違反により保険契約が解除され、告知義務違反のあった被保険者のみならず他の被保険者も保険による保護を受けられなくなる可能性がある。
- 免責事由においても、ある被保険者との関係でも免責とされている場合、他の被保険者との関係でも免責となり保険による保護を受けられない可能性がある。

(2) 考えられる対応

- 告知や免責事由に関して、分離条項（ある被保険者の告知や免責事由該当性が他の被保険者に影響しない旨の条項）を定める。

3. 争訟費用の前払規定

(1) 検討ポイント

- 紛争の解決等により争訟費用の金額が確定してからはじめて保険金を請求できる定めの場合、紛争継続中に争訟費用分の保険金を請求できず、十分な防御活動を行えなくなる可能性がある。

(2) 考えられる対応

- 争訟費用の金額の確定を待たずに、保険会社が争訟費用をその都度支払う旨を定める。

4. 会社が損害賠償請求した場合の補償

(1) 検討ポイント

- 会社²が役員に対して損害賠償請求した場合は免責となっている場合がある。（株主が提訴した株主代表訴訟であれば保険による填補の対象となり得るのに、）会社が自らの判断で損害賠償請求した場合³には、保険による填補を受けられなくなる可能性がある。

(2) 考えられる対応

- （必要に応じて一定の場合に限定した上で、）会社が損害賠償請求をした

² 「親会社」や「大株主」（「親会社」と「大株主」の定義はそれぞれの契約で定められている。）が提訴した場合についても、免責事由とされている場合があり、会社が提訴した場合と同様のことがあてはまる。

³ 例えば、不祥事があった場合に、第三者委員会等で役員に対する損害賠償請求を検討した結果、会社が損害賠償請求する場合等が考えられる。

場合を免責事由から除外しておく。

5. 保険契約終了後の補償の継続

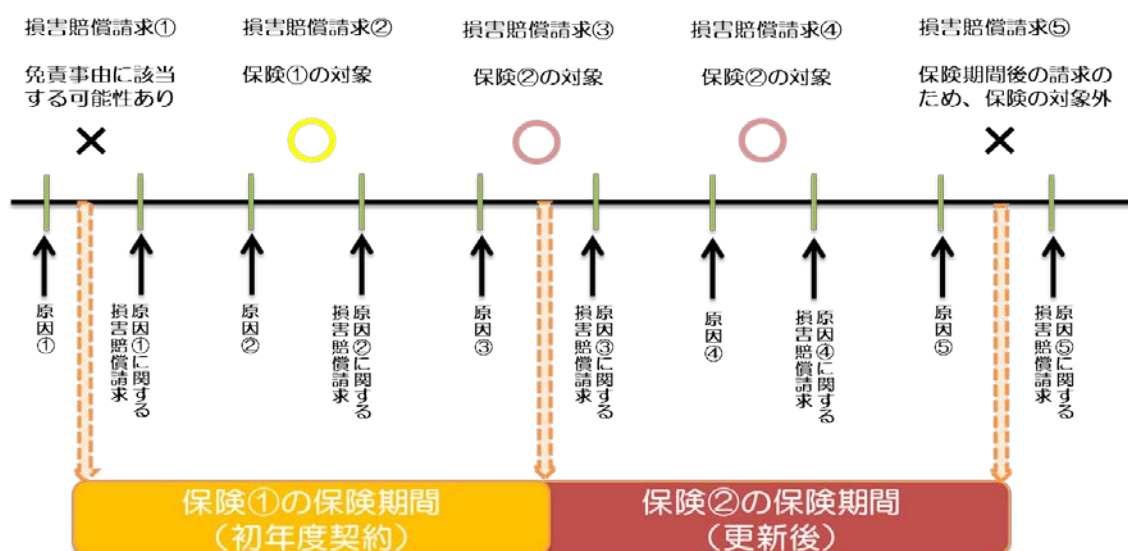
(1) 検討ポイント

- 保険期間の終了に際して、既存の保険契約の更新や新たな保険契約が締結できず、保険による填補が得られなくなる可能性がある⁴。

(2) 考えられる対応

- 保険契約を締結する時点で、会社と保険会社との間で、当該保険契約が継続されない日から起算して一定期間(延長報告期間)内の損害賠償請求は、保険の対象とすることができる旨を定める。

<原因と損害賠償請求のタイミングと保険の範囲(イメージ)>



損害賠償請求①：損害賠償請求は保険期間内だが、初年度契約前の原因に基づく行為は免責事由に該当する可能性あり。

損害賠償請求②：保険①の対象

損害賠償請求③：保険②の対象（損害賠償請求されたのが保険②の保険期間中なので、保険②により補償）

損害賠償請求④：保険②の対象

損害賠償請求⑤：保険の対象外（**検討ポイント5「保険契約終了後の補償の継続」、6「退任役員の補償」**）

⁴ 例えば、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求があった場合には、通常の場合に比べて、翌年の保険契約について、既存契約の更新につき一定の検討や交渉が必要となる場合があり、他の保険会社との契約も検討が必要となる場合もあり得る。

6. 退任役員の補償

(1) 検討ポイント

- 退任した役員は、保険契約の継続について情報が得られず、知らない間に保険による保護が受けられなくなる可能性がある。

(2) 考えられる対応

- 退任した役員については、保険契約が継続されなかった場合、一定期間は、退任後の損害賠償請求を保険の対象とする旨を定める。

7. 組織再編に伴う補償の継続

(1) 検討ポイント

- 自社の保険で補償している子会社を譲渡した場合には、譲渡前の行為に起因する損害賠償請求は、新たに親会社となる会社の保険契約では補償されない可能性がある（イメージ①参照）。
- 自社が他社の子会社となった場合において、子会社となった時点より前の行為に起因する損害賠償請求は、新たに親会社となる会社の保険契約では補償されない可能性がある（イメージ②参照）。

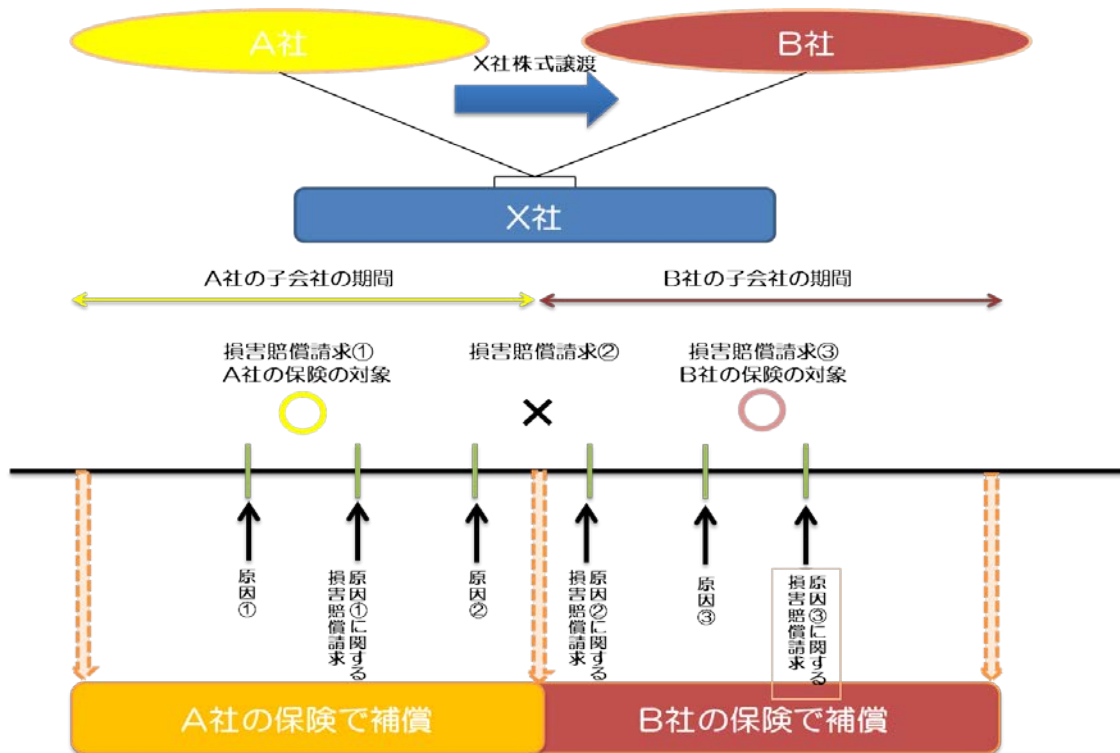
(2) 考えられる対応

- 子会社において別途の保険契約（ランノフ・カバー⁵）を締結する。
- 新たな親会社の保険契約において、自社の子会社となる前の行為も補償の対象とする。

⁵ ランノフ・カバー（run-off cover）とは、新たに親会社となる会社（B社）ではなく、既存の保険（X社やA社が保険契約者となっている保険）の補償の効果を残存させることを意味する。

<イメージ①⁶（子会社を譲渡した場合の子会社役員の補償）>

- ・ A 社が保険契約者となる保険により A 社の子会社である X 社を補償。
- ・ A 社が B 社に X 社株式を譲渡し、B 社の子会社となる。
- ・ A 社は、（X 社が A 社の子会社でなくなったため）X 社を保険の対象から除外。
- ・ B 社の保険の対象に X 社を追加し X 社の役員等を補償。



損害賠償請求①：A 社の保険で補償。

損害賠償請求②：A 社の保険は保険期間外のため補償の範囲外、B 社の保険は免責事由（B 社の子会社になる前の行為を原因とする行為の免責等）に該当するため、いずれの保険でも補償されない。

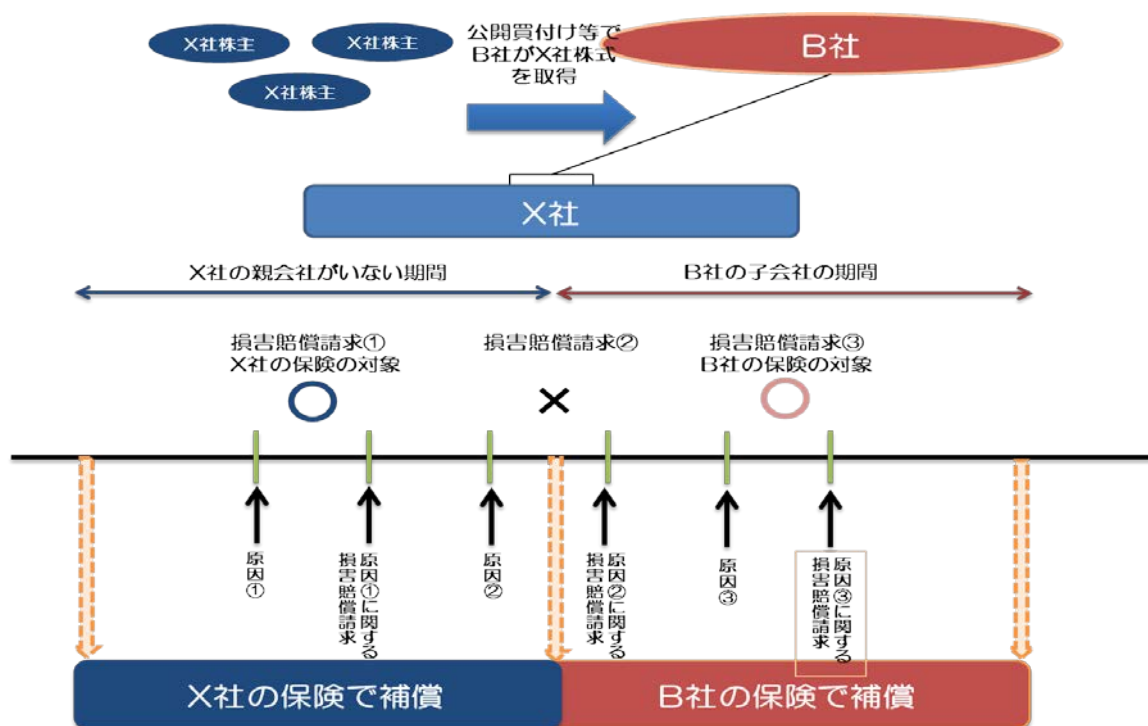
損害賠償請求③：B 社の保険で補償。

⇒損害賠償請求②を補償する必要あり。

⁶ 保険期間中に子会社の譲渡や他社による子会社化が生じた場合、当該事由の発生時から次回の B 社の保険契約の保険期間開始までの補償も検討する必要があるが、イメージ①及び②においては、事例を単純化するためにこの点は省略してある。この点も踏まえた概要については、イメージ③参照。

<イメージ②（他の会社の子会社となった場合の自社の役員の補償）>

- ・ X社は自社が保険契約者。
- ・ B社が公開買付け等によりX株式を取得し、X社はB社の子会社となる。
- ・ B社の子会社となった後の原因に基づく損害賠償請求は免責事由に該当し、X社の保険では補償されないため、X社は自社の保険を解約⁷。
- ・ B社の保険の被保険者の範囲にX社の役員等を追加し、X社を補償。



損害賠償請求①：X社の保険で補償。

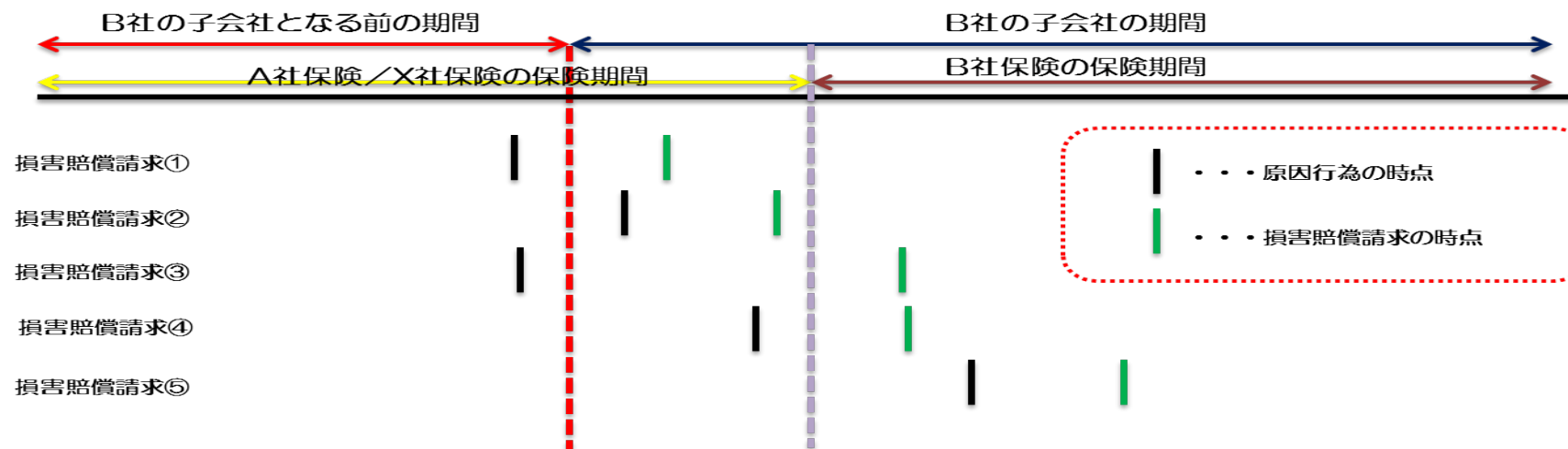
損害賠償請求②：X社の保険は保険期間外のため補償の範囲外。B社の保険は免責事由（B社の子会社になる前の行為を原因とする行為の免責等）に該当するため、いずれの保険でも補償されない。

損害賠償請求③：B社の保険で補償。

⇒損害賠償請求②を補償する必要あり。

⁷ B社の保険の対象にX社を含めない場合には、X社が自社の保険を解約せず、B社の子会社となった後の原因に基づく損害賠償請求も補償するよう、X社の保険契約の変更することも考えられる。

<イメージ③⁸（子会社譲渡・子会社化の効力が生じるタイミングと保険期間の差も考慮に入れた場合の概要）>



イメージ①（子会社を譲渡した場合の子会社役員の補償）の場合

	原因行為の時点		損害賠償請求の時点		A社保険による補償	B社保険による補償	補償の検討
	保険期間	親会社	保険期間	親会社			
①	A社	A社	A社	B社	○	×（B社保険の保険期間外）	
②	A社	B社	A社	B社	×（A社の子会社であった時点の行為でないため免責）	×（B社保険の保険期間外）	検討必要
③	A社	A社	B社	B社	×（A社保険の保険期間外）	×（B社の子会社であった時点の行為ではないため免責）	検討必要
④	A社	B社	B社	B社	×（A社保険の保険期間外）	×（初年度契約前の原因に基づく行為は免責事由に該当する可能性あり）	検討必要
⑤	B社	B社	B社	B社	×	○	

⁸ B社の子会社となった後（赤色点線から紫色点線の期間）も、保険期間の更新日（紫色点線）までは、A社はX社を保険の対象から除外せず、B社もX社を保険の対象としない前提。

イメージ②（他の会社の子会社となった場合の自社の役員の補償）の場合

	原因行為の時点		損害賠償請求の時点		X社保険による補償	B社保険による補償	補償の検討
	保険期間	親会社	保険期間	親会社			
①	X社	なし	X社	B社	○	×（B社保険の保険期間外）	
②	X社	B社	X社	B社	×（B社の子会社となった後の行為を原因とする損害賠償請求のため免責）	×（B社保険の保険期間外）	検討必要
③	X社	なし	B社	B社	×（X社保険の保険期間外）	×（B社の子会社であった時点の行為ではないため免責）	検討必要
④	X社	B社	B社	B社	×（X社保険の保険期間外）	×（初年度契約前の原因に基づく行為は免責事由に該当する可能性あり）	検討必要
⑤	B社	B社	B社	B社	×（X社保険の保険期間外）	○	

以上